

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年2月14日

【四半期会計期間】 第106期第3四半期
(自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日)

【会社名】 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

【英訳名】 Tokai Tokyo Financial Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 最高経営責任者 石田 建昭

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 財務企画部長 大野 哲嗣

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 財務企画部長 大野 哲嗣

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第105期 第3四半期 連結累計期間	第106期 第3四半期 連結累計期間	第105期
会計期間	自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日	自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
営業収益 (百万円)	46,345	63,639	65,412
純営業収益 (百万円)	45,189	61,822	63,728
経常利益 (百万円)	8,363	15,714	13,269
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	7,691	21,904	11,990
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	6,417	23,315	10,709
純資産額 (百万円)	153,090	172,911	157,229
総資産額 (百万円)	730,680	940,756	741,935
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	29.32	83.70	45.73
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	29.30	83.65	45.72
自己資本比率 (%)	20.7	18.1	20.9

回次	第105期 第3四半期 連結会計期間	第106期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日	自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	12.47	18.51

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 消費税等の課税取引については、消費税等を含んでおりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社、子会社及び関連会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、当第3四半期連結累計期間において、以下の子会社の異動があったため、当社グループは、当社、子会社25社及び関連会社9社により構成されることとなりました。

新規子会社

第1四半期連結会計期間において、以下の2社が新たに子会社に加わりました。

- ・高木証券株式会社
- ・高木ビジネスサービス株式会社

第2四半期連結会計期間において、以下の2社が新たに子会社に加わりました。

- ・ピナクル株式会社
- ・M2キャピタル株式会社

当第3四半期連結会計期間において、以下の1社が新たに子会社に加わりました。

- ・株式会社メビウス

関連会社

第1四半期連結会計期間において、以下の会社を子会社から関連会社に変更しております。

- ・宇都宮証券株式会社

第2 【事業の状況】

本文における将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。その内容にはリスク、不確実性、仮定が含まれており、将来の業績等を保証し又は約束するものではありません。

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、事業等のリスクに重要な変更及び新たに発生した事項はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの四半期連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づき作成しております。四半期連結財務諸表の作成にあたり、経営者は会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを行わなければなりません。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や状況に応じ合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社は特に以下の重要な会計方針及び見積りが、四半期連結財務諸表に大きな影響を及ぼすと考えております。

金融商品の評価

当社グループは、トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については、時価をもって四半期連結貸借対照表価額とし、評価損益はトレーディング損益として計上しております。時価は、取引所等の市場価格のある有価証券及びデリバティブ取引等については市場価格により算定しております。市場価格のない有価証券及びデリバティブ取引等については主に金利、配当利回り、原証券価格、スワップレート、ボラティリティ、契約期間等を基に算出した現在価値の見積り価格により算定しており、異なる前提条件等によった場合には当該時価が変動する可能性があります。

投資有価証券の減損

当社グループは、長期的な取引関係維持のため、特定の取引先の株式を所有しております。これらの株式には価格変動性の高い市場価格のある株式と、価格の決定が困難である市場価格のない株式が含まれております。当社グループは投資価値の下落が一時的ではないと判断した場合、「金融商品に関する会計基準」に基づき減損処理を行っております。市場価格のある株式については、株式の時価が一定期間継続して取得原価を30%以上下回り続けたとき等、下落が一時的ではないと判断します。市場価格のない株式については、1株当たり純資産額が取得原価の50%以下となった場合に減損処理を行います。

将来の市況悪化又は投資先の業績不振により、現在の簿価に反映されていない損失又は簿価の回収不能が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。

固定資産の減損

収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった固定資産については、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように、減損処理を行っております。資産又は資産グループの回収可能価額は、時価から処分費用見込額を控除した正味売却価額と割引後将来キャッシュ・フローとして算定される使用価値のいずれか高い金額であることから、固定資産の減損損失の金額は合理的な仮定及び予測に基づく将来キャッシュ・フローの見積りに依存しております。従って、固定資産の使用方法を変更した場合、不動産取引相場等が変動した場合及びのれんが認識された取引において取得した事業の状況に変動が生じた場合には、新たに減損損失が発生する可能性があります。

退職給付費用及び債務

従業員(執行役員を除く。)に係る退職給付費用及び債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出されております。これらの前提条件には割引率、退職率、昇給率、直近の統計数値に基づいて算出される死亡率及び年金資産の期待収益率等が含まれております。当社グループの退職年金制度においては、割引率は期末における安全性の高い長期の債券の利回りにより、退職率は直近3年間の実績に基づいております。退職給付債務の算定にあたっては、退職給付見込額の期間帰属方法を給付算定式基準とし、割引率の設定はイールドカーブ等価アプローチによる方法により算出しております。実際の結果が前提条件と異なる場合又は前提条件が変更された場合には、将来の退職給付費用及び退職給付債務が変動する可能性があります。

繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産について回収可能性が高いと考えられる金額へ減額するために評価性引当金を計上しております。評価性引当金の必要性を評価するにあたっては、将来の課税所得の発生及び税務計画を検討いたします。当社グループの主たる事業である金融商品取引業は、業績変動の幅が大きく、長期にわたる課税所得の発生を予測することが困難であります。策定した経営計画の期間以内の一定期間を、将来の課税所得の見積り期間としておりますので、翌事業年度以降の課税所得の発生見積りによって、評価性引当金が増減し、繰延税金資産の調整額が発生する可能性があります。

(2) 当第3四半期連結累計期間の経営成績

当第3四半期連結累計期間のわが国経済は、世界経済の同時成長が続く中、堅調に推移しました。7-9月期実質GDP成長率は16年振りに7四半期連続でプラスとなり、足元においても堅調に推移しております。

海外においては、米国経済は実質GDP成長率が4-6月期、7-9月期と2四半期連続で前四半期比年率3%台の成長となるなど好調を維持。年末商戦に代表される堅調な個人消費に加え、設備投資も拡大、さらに2018年は税制改革による法人税減税も期待されています。また、中国経済は公共投資と輸出が景気の下支えとなったほか、欧州経済も米国向けやアジア向け輸出を中心に予想以上の拡大を見せるなど、総じて堅調に推移しました。

株式市場は、日経平均株価が4月に18,900円台で始まった後、米国によるシリア爆撃や北朝鮮情勢への懸念など地政学的リスクから一時18,200円台まで下落しましたが、米国株式市場や企業業績の好調を受けて上昇に転じ、6月には20,000円台に乗せました。その後は北朝鮮情勢の悪化により一時20,000円の大台を割り込む場面もありましたが、9月以降は日本経済や企業業績の改善を再評価する動きが広がったことで、出遅れ感の強かった日本株に資金が流入し、10月には過去最高の連騰記録となる16連騰を記録。11月には取引時間中に一時25年10ヶ月ぶりに23,000円台を回復するなど好調に推移し、12月末は22,700円台で取引を終えました。なお、4-12月の東証1部の1日当たりの平均売買代金は2兆8,345億円となり、前年同期の2兆5,375億円を上回りました。

債券市場は、長期金利の指標である10年物国債利回りが、地政学的リスクの高まりから一時マイナスとなる局面も見られましたが、日本銀行の金融政策により長期金利が0%程度に誘導されていることから、0.015%~0.105%のレンジでの推移となりました。特に10月以降は0.05%を挟んだ狭いレンジでの推移となり、12月末は0.045%で取引を終えました。

為替市場は、4月に1ドル=111円台で始まった後、地政学的リスクの高まりを受けた一時的な円高局面は見られたものの、FRB(米連邦準備制度理事会)による追加利上げ観測等により5月には114円台半ばにまで円安が進み、その後は1ドル108円台から114円台での推移が続きました。9月には北朝鮮を中心とした地政学的リスクの高まりを受けて、一時的に108円台を割り込んだものの、米国の早期利上げ観測から切り返し、10月以降は概ね1ドル112円台から113円台を中心に推移し、12月末は1ドル=112円台で取引を終えました。

このような環境の中で、当社グループは4月より経営計画「New Age's, Flag Bearer 5(ニューエイジズ フラッグベアラー ファイブ)~新時代の旗手~」をスタートさせました。本経営計画では、前経営計画の基本路線は維持・拡大しながら、5年後には独自のビジネスモデルを構築した、お客様に選ばれる総合金融グループに進化を遂げ、金融業界における新時代の旗手となることを目指しております。

本経営計画の一環として、4月に高木証券株式会社を子会社化したほか、9月にはM&Aアドバイザー会社であるピナクル株式会社の株式を取得し子会社化、さらに10月には当社子会社である株式会社ETERNALが、テレマーケティングを活用した保険募集に特化した保険代理店である株式会社メビウスの株式を取得し子会社化いたしました。

これら当社グループの経営基盤の充実により、事業の拡大及び新たなビジネス展開を企図し、更なる企業価値の向上に努めてまいります。

当社グループの経営成績の状況は、以下のとおりであります。

(受入手数料)

前第3四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)

区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
委託手数料	9,136	21	617	0	9,775
引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	231	276			508
募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料	2	76	4,826		4,906
その他の受入手数料	62	10	2,874	1,743	4,691
合計	9,432	384	8,319	1,744	19,881

当第3四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)

区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
委託手数料	12,784	15	280		13,080
引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	370	305			676
募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料	1	59	5,733		5,794
その他の受入手数料	153	13	3,357	3,378	6,903
合計	13,310	394	9,372	3,378	26,455

当第3四半期連結累計期間の受入手数料の合計は33.1%増加(前年同期増減率、以下(2)において同じ。)し264億55百万円を計上いたしました。

委託手数料

当社子会社である東海東京証券株式会社の株式委託売買高は、個人投資家の売買の増加により1.4%増加し37億24百万株、株式委託売買金額は23.2%増加し3兆6,379億円となり、また、当社グループに高木証券株式会社が増加したことも寄与し、当社グループの株式委託手数料は39.9%増加し127億84百万円の計上となり、委託手数料全体では33.8%増加し130億80百万円を計上いたしました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

株式は60.1%増加し3億70百万円を計上いたしました。また、債券は10.7%増加し3億5百万円の計上となり、引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料全体では33.2%増加し6億76百万円を計上いたしました。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

受益証券は高木証券株式会社による投資信託の販売額が寄与し18.8%増加し57億33百万円の計上となり、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料全体では18.1%増加し57億94百万円を計上いたしました。

その他の受入手数料

投資信託の代行手数料は16.8%増加し33億57百万円の計上となり、また、保険手数料収入やコンサルティング料の増加などから、その他の受入手数料全体では47.1%増加し69億3百万円を計上いたしました。

(トレーディング損益)

区分		前第3四半期	当第3四半期
		連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)	連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
株券等トレーディング損益	(百万円)	9,211	17,322
債券・為替等トレーディング損益	(百万円)	15,156	16,833
合計		24,367	34,156

当第3四半期連結累計期間の株券等トレーディング損益は、米国株式を中心とした外国株式の売買の増加により88.0%増加し173億22百万円の利益の計上となりました。一方、債券・為替等トレーディング損益は11.1%増加し168億33百万円の利益を計上いたしました。この結果、トレーディング損益の合計は40.2%増加し341億56百万円の利益を計上いたしました。

(金融収支)

当第3四半期連結累計期間の金融収益は44.5%増加し30億28百万円となり、金融費用は57.2%増加し18億17百万円となりました。差引の金融収支は28.9%増加し12億11百万円の利益の計上となりました。

(販売費及び一般管理費)

当第3四半期連結累計期間の販売費及び一般管理費は、取引関係費が提携合併証券からの外債販売の取次ぎ量の増加に伴い支払手数料が増加したこと等から32.9%増加し104億57百万円となりました。また、グループ会社の増加に伴い、人件費は23.4%増加し229億8百万円、不動産関係費は11.7%増加し51億28百万円、事務費は13.1%増加し59億90百万円、減価償却費は5.1%増加し13億99百万円、租税公課は34.1%増加し12億円となりました。この結果、販売費及び一般管理費は22.3%増加し484億83百万円となりました。

(営業外損益)

当第3四半期連結累計期間の営業外収益は、持分法による投資利益は前第3四半期連結累計期間においては一時的な出資に係る持分法による投資利益(負ののれん発生益)を計上したことから17.7%減少し14億8百万円となり、受取配当金は9.3%減少し4億1百万円となりました。この結果、営業外収益の合計は13.9%減少し24億90百万円を計上いたしました。また、営業外費用の合計は38.2%増加し1億15百万円となりました。

(特別損益)

当第3四半期連結累計期間の主な特別損益は、負ののれん発生益111億60百万円、投資有価証券売却益5億64百万円を特別利益に計上いたしました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の営業収益は37.3%増加し636億39百万円、純営業収益は36.8%増加し618億22百万円となり、営業利益は140.1%増加し133億39百万円、経常利益は87.9%増加し157億14百万円を計上し、法人税等を差し引いた親会社株主に帰属する四半期純利益は184.8%増加し219億4百万円を計上いたしました。

(3) 財政状態

(資産)

当第3四半期連結会計期間末の総資産は1,988億20百万円増加(前連結会計年度末比、以下(3)において同じ。)し9,407億56百万円となりました。このうち流動資産は1,900億46百万円増加し8,785億97百万円となりました。主な要因は、現金及び預金が135億48百万円増加し862億32百万円となり、トレーディング商品(資産)が1,119億32百万円増加し4,044億27百万円となり、信用取引資産が111億61百万円増加し557億72百万円となり、有価証券担保貸付金が536億33百万円増加し2,686億25百万円となりました。また、固定資産は、投資有価証券が74億83百万円増加し415億38百万円となったことから87億74百万円増加し621億58百万円となりました。

(負債)

当第3四半期連結会計期間末の負債合計は1,831億38百万円増加し7,678億45百万円となりました。このうち流動負債は1,768億99百万円増加し6,872億98百万円となりました。主な要因は、トレーディング商品(負債)が612億51百万円増加し2,537億5百万円となり、信用取引負債が114億71百万円増加し206億4百万円となり、有価証券担保借入金732億25百万円増加し2,043億90百万円となり、預り金が222億29百万円増加し551億55百万円となりました。また、固定負債は、社債が46億24百万円増加し136億7百万円となり、繰延税金負債が11億16百万円増加し23億57百万円となったことから62億24百万円増加し800億81百万円となりました。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末の純資産合計は156億81百万円増加し1,729億11百万円となりました。主な要因は、利益剰余金が145億75百万円増加し1,052億68百万円となり、その他有価証券評価差額金が13億31百万円増加し27億71百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、事業上及び財産上の対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた事項はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下、「基本方針」という。)を定めております。その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は以下のとおりです。

基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の源泉を理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益(以下、「当社グループの企業価値等」という。)を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社取締役会は、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値等に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、株券等の大量買付行為(において定義する。以下同じ。)の中には、その目的等から見て、対象会社の企業価値等に資さないものも少なくありません。当社グループが構築してきたコーポレートブランド・企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させていくためには、当社グループにおける企業価値の源泉を維持するとともに、経営計画を実行していくことが必要不可欠であり、これらが当社の株券等の大量買付行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのであれば、当社グループの企業価値等は損なわれることとなります。

当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社グループにおける企業価値の源泉は、金融商品取引業及びその関連業務において永年にわたり蓄積してきた商品やサービス、金融・資本市場等についての高度な専門知識と豊富な経験及び当社グループをとりまく国内外のあらゆるステークホルダーの皆様との長期的信頼関係であると考えております。当社は、上記のような当社グループの企業価値等を著しく損なう大量買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講ずることにより、当社グループの企業価値等を確保する必要があると考えております。

また、当社は、基本方針の実現に資するための取組みとして、経営計画に基づき具体的施策を実行していくことで、当社グループの企業価値等の向上を図れるものと考えております。更に、基本方針の実現に資する取組みとして、当社はコーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つとして位置づけていることからコーポレート・ガバナンスに関する基本方針を定め、継続的に企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成28年6月29日開催の第104期定時株主総会の終結の時をもって有効期間が満了する「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」の更新を同総会に上程し、株主の皆様にご承認いただきました(更新後の「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」を、以下、「本プラン」という。)

本プランは、当社が発行者である株券等について、(a)大量買付行為を行おうとする者(以下、「大量買付者」という。)の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付け、(b)大量買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付け、(c)当社の他の株主が、大量買付者の共同保有者に該当し、その結果、当該大量買付者の株券等保有割合が20%以上となるような行為((a)から(c)を総称して、以下、「大量買付行為」という。)を対象といたします。

本プランは、当社グループの企業価値等を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合等に、(a)大量買付者に対し、必要かつ十分な情報の事前提供を要請し、(b)当社経営陣が情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(c)株主の皆様に対し、当社経営陣の計画や代替案等の提示や、大量買付者との交渉を行っていくための手続きを定めております。大量買付者が本プランにおいて定められた手続に従わない等、当社グループの企業価値等を著しく損なうと判断される場合には、当社は、対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てます。

本プランに従って割り当てられる新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)には、(a)大量買付者及びその関係者による行使を制限する行使条件、(b)当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されておりますが、大量買付者からその他の財産の交付と引換えに新株予約権を取得することができる旨の条項は、採用しておりません。

本新株予約権の無償割当が実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、また当社グループの企業価値等の確保又は向上のために必要かつ相当な対抗措置を発動するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の客観性、合理性及び公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置しております。

独立委員会は、3名以上の委員により構成され、委員は、社外取締役、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者等の社外者の中から当社取締役会が選任するものとしております。独立委員会は、大量買付者、当社の取締役、従業員等に必要に応じて独立委員会への出席及び説明を要求することができ、当社取締役会からの諮問事項について審議・決議して、当社取締役会に対し勧告を行います。この勧告は公表されるものとし、当社取締役会はかかる勧告を最大限尊重して対抗措置の発動または不発動につき速やかに決議を行うものとし、

本プランは、対抗措置の発動または不発動を判断する当社取締役会の決議に際して、独立委員会による勧告手続を経なければならず、かつ当社取締役会は、同勧告を最大限尊重しなければならないものとする事により、当社取締役会の判断の客観性、公正性及び合理性が確保できるよう設計されております。

更に、大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合で、当社取締役会が大量買付行為に対する対抗措置を発動するか否かの判断を行うにあたり、独立委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告または独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けたときは、当該大量買付行為に対し対抗措

置を発動するか否かについて株主の皆様意思を確認するための株主総会を開催することもできるものとされております。

当社取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動に関して、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従うものとしします。

本プランの合理性(本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものでないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由)

本プランは、以下の理由により、上記の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付者に大量買付に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、情報判断のための一定の評価期間が経過した後のみ大量買付行為を開始することを求め、当社所定のルールを遵守しない大量買付者には対抗措置を講じることとしております。

また、ルールが遵守された場合でも、大量買付行為により当社グループの企業価値等が損なわれると判断される場合は、大量買付者に対し対抗措置を講じることとしていることから、本プランは会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えております。

買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性確保の原則」)を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、平成20年6月30日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会を確保して、適切な投資判断を行うことを可能とするものであることから、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。

株主意思を重視し、また、対抗措置の発動について合理的な客観的要件を設定するものであること

本プランについて株主の皆様意思を適切に反映させる機会を確保するため、第104期定時株主総会において本プランを承認する議案をお諮りし、株主の皆様にご承認いただきました。また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの廃止が決定された場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの更新だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動または不発動の判断を株主の皆様が当社取締役会に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。加えて、当社取締役会は、本プランに従った対抗措置の発動に関する決議に際して、独立委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告または独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けたときは、株主総会を開催し、株主の皆様意思を確認することができることとしております。

したがって、当該発動条件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと(独立性の高い社外者の判断を重視していること)

本プランは、対抗措置の発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることを要し、当社取締役会は同委員会の勧告を最大限尊重するものであること等、当社取締役会による判断の公正性・客観性が担保される工夫がなされており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、本プランは、当社取締役会の構成員の交代を一度に行うことがないために、その発動を阻止するのに時間がかかる、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 従業員数

第1四半期連結会計期間より、新たに高木証券株式会社を連結の範囲に含めたこと等により、従業員数が前連結会計年度末比307名増加の2,790名となりました。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	972,730,000
計	972,730,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成29年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	270,582,115	270,582,115	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	権利内容になんら限定のない、当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	270,582,115	270,582,115		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年11月10日 (注)	10,000,000	270,582,115		36,000		9,000

(注) 当社が自己株式として所有する普通株式の消却による減少であります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成29年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成29年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 18,768,300		単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 261,615,300	2,616,153	単元株式数100株
単元未満株式	普通株式 198,515		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	280,582,115		
総株主の議決権		2,616,153	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権20個)含まれております。
- 2 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式22株が含まれております。
- 3 平成29年10月27日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得を決議し、当第3四半期会計期間に自己株式626,000株を取得しております。また、会社法第178条の規定に基づき、平成29年11月10日付で自己株式10,000,000株を消却しております。

【自己株式等】

平成29年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) 東海東京フィナンシャル・ ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 3 6 2	18,768,300		18,768,300	6.69
計		18,768,300		18,768,300	6.69

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権10個)あります。

なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の普通株式に含まれております。

2 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当第3四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)並びに同規則第61条及び第82条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	72,683	86,232
預託金	37,506	39,630
顧客分別金信託	36,900	38,700
その他の預託金	606	930
トレーディング商品	292,495	404,427
商品有価証券等	289,264	402,951
デリバティブ取引	3,230	1,476
信用取引資産	44,610	55,772
信用取引貸付金	31,880	43,948
信用取引借証券担保金	12,730	11,823
有価証券担保貸付金	214,992	268,625
借入有価証券担保金	214,992	268,625
立替金	1,252	1,545
短期差入保証金	18,995	14,994
短期貸付金	156	230
有価証券	0	-
未収収益	1,725	2,613
繰延税金資産	1,254	877
その他	2,912	3,691
貸倒引当金	32	43
流動資産合計	688,551	878,597
固定資産		
有形固定資産	8,561	8,430
無形固定資産	5,196	5,677
投資その他の資産	39,627	48,050
投資有価証券	34,054	41,538
長期差入保証金	2,416	3,165
退職給付に係る資産	2,317	2,294
その他	1,244	1,445
貸倒引当金	405	392
固定資産合計	53,384	62,158
資産合計	741,935	940,756

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成29年12月31日)
負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	192,454	253,705
商品有価証券等	185,261	247,579
デリバティブ取引	7,192	6,126
約定見返勘定	7,540	16,627
信用取引負債	9,132	20,604
信用取引借入金	6,182	18,034
信用取引貸証券受入金	2,950	2,569
有価証券担保借入金	131,164	204,390
有価証券貸借取引受入金	131,164	204,390
預り金	32,925	55,155
受入保証金	8,360	10,870
短期借入金	80,488	75,768
短期社債	9,300	14,500
1年内償還予定の社債	31,044	27,236
未払法人税等	1,860	2,200
賞与引当金	2,244	1,579
役員賞与引当金	46	39
その他	3,836	4,620
流動負債合計	510,399	687,298
固定負債		
社債	8,983	13,607
長期借入金	61,731	62,233
繰延税金負債	1,241	2,357
役員退職慰労引当金	103	120
退職給付に係る負債	458	234
その他	1,338	1,528
固定負債合計	73,857	80,081
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	449	465
特別法上の準備金合計	449	465
負債合計	584,706	767,845
純資産の部		
株主資本		
資本金	36,000	36,000
資本剰余金	33,016	28,956
利益剰余金	90,693	105,268
自己株式	7,572	3,975
株主資本合計	152,137	166,249
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,439	2,771
為替換算調整勘定	251	197
退職給付に係る調整累計額	1,986	1,910
その他の包括利益累計額合計	3,175	4,484
新株予約権	443	528
非支配株主持分	1,472	1,649
純資産合計	157,229	172,911
負債純資産合計	741,935	940,756

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
営業収益		
受入手数料	19,881	26,455
委託手数料	9,775	13,080
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	508	676
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	4,906	5,794
その他の受入手数料	4,691	6,903
トレーディング損益	24,367	34,156
金融収益	2,095	3,028
営業収益計	46,345	63,639
金融費用	1,155	1,817
純営業収益	45,189	61,822
販売費及び一般管理費		
取引関係費	7,868	10,457
人件費	18,570	22,908
不動産関係費	4,591	5,128
事務費	5,297	5,990
減価償却費	1,330	1,399
租税公課	895	1,200
その他	1,079	1,398
販売費及び一般管理費合計	39,633	48,483
営業利益	5,555	13,339
営業外収益		
受取配当金	442	401
受取家賃	398	402
持分法による投資利益	1,711	1,408
投資事業組合運用益	186	141
その他	152	136
営業外収益合計	2,891	2,490
営業外費用		
投資事業組合運用損	46	65
為替差損	24	25
その他	12	24
営業外費用合計	83	115
経常利益	8,363	15,714

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
特別利益		
固定資産売却益	22	-
投資有価証券売却益	1,115	564
負ののれん発生益	-	11,160
新株予約権戻入益	1	0
事業譲渡益	850	-
金融商品取引責任準備金戻入	10	0
特別利益合計	2,000	11,726
特別損失		
減損損失	-	79
関係会社株式売却損	-	173
投資有価証券売却損	0	0
投資有価証券評価損	0	54
特別損失合計	0	308
税金等調整前四半期純利益	10,362	27,132
法人税、住民税及び事業税	1,877	7,157
法人税等調整額	771	2,025
法人税等合計	2,648	5,131
四半期純利益	7,714	22,000
非支配株主に帰属する四半期純利益	23	96
親会社株主に帰属する四半期純利益	7,691	21,904

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
四半期純利益	7,714	22,000
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	508	1,265
為替換算調整勘定	763	49
退職給付に係る調整額	35	58
持分法適用会社に対する持分相当額	11	58
その他の包括利益合計	1,296	1,314
四半期包括利益	6,417	23,315
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	6,393	23,219
非支配株主に係る四半期包括利益	24	96

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

第1 四半期連結会計期間より、公開買付け等により高木証券株式会社の株式を取得したことにより、高木証券株式会社及びその子会社である高木ビジネスサービス株式会社を連結の範囲に含めております。この結果、当四半期連結会計期間の属する連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与えることは確実に認められ、特別利益として負ののれん発生益11,160百万円を計上しております。また、平成29年4月に保有する宇都宮証券株式会社の株式を一部売却したことにより当社議決権所有比率が低下したため、同社を連結の範囲から除外し、持分法適用関連会社へ変更しております。

第2 四半期連結会計期間より、ピナクル株式会社の株式を取得したことにより、ピナクル株式会社及びその子会社であるM2キャピタル株式会社を連結の範囲に含めております。

当第3 四半期連結会計期間より、当社子会社の株式会社ETERNALが株式会社メビウスの株式を取得したことにより、同社を連結の範囲に含めております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3 四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3 四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれん償却額は、次のとおりであります。

	前第3 四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)	当第3 四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)
減価償却費	1,330百万円	1,399百万円
のれん償却額		228

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,694	14.00	平成28年3月31日	平成28年6月30日
平成28年10月28日 取締役会	普通株式	利益剰余金	3,140	12.00	平成28年9月30日	平成28年11月25日

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

当社は、平成28年2月22日開催の取締役会において、会社法第165条3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得を決議し、自己株式3,476,000株(取得価額1,692百万円)の取得を行いました。また、平成28年6月29日開催の第104期定時株主総会において、会社法第199条及び第200条の規定に基づき、自己株式を処分すること、及び募集事項の決定を取締役に委任することにつき承認を受け、平成28年9月5日に第三者割当による自己株式1,200,000株(譲渡価額1百万円)の処分を行いました。これを主要因として、当第3四半期連結累計期間において、自己株式が1,193百万円増加しております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,663	14.00	平成29年3月31日	平成29年6月30日
平成29年10月27日 取締役会	普通株式	利益剰余金	3,665	14.00	平成29年9月30日	平成29年11月24日

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

当社は、平成29年10月27日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得(取得株式総数5,000,000株、取得総額3,500百万円(上限))を決議し、自己株式626,000株(取得価額457百万円)の取得を行いました。また、会社法第178条の規定に基づき、平成29年11月10日付で10,000,000株の自己株式を消却したことにより、当第3四半期連結会計期間において自己株式及び資本剰余金がそれぞれ4,011百万円減少しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載しておりませ
 ぬ。

当第3四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載しておりませ
 ぬ。

(金融商品関係)

前連結会計年度末(平成29年3月31日)

科目	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)投資有価証券	7,180	7,180	
(2)信用取引負債	9,132	9,132	
(3)有価証券担保借入金	131,164	131,164	
(4)預り金	32,925	32,925	
(5)社債	8,983	8,962	20

(注) 1 金融商品の時価の算定方法

(1)投資有価証券

内規による時価算定基準に基づき、市場性のあるものは当該市場価格を時価としております。

(2)信用取引負債、(3)有価証券担保借入金、(4)預り金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)社債

市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)	
関連会社株式	19,345	
その他有価証券	株式(非上場)	3,487
	その他	4,041
合計	26,874	

上記金融商品については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難であるため、「投資有価証券」には含めておりません。

当第3四半期連結会計期間末(平成29年12月31日)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額のうち、事業運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは以下のとおりであります。

科目	四半期連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)投資有価証券	11,715	11,715	
(2)信用取引負債	20,604	20,604	
(3)有価証券担保借入金	204,390	204,390	
(4)預り金	55,155	55,155	
(5)社債	13,607	13,589	17

(注) 1 金融商品の時価の算定方法

(1)投資有価証券

内規による時価算定基準に基づき、市場性のあるものは当該市場価格を時価としております。

(2)信用取引負債、(3)有価証券担保借入金、(4)預り金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)社債

市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	四半期連結貸借対照表計上額(百万円)	
関連会社株式	21,255	
其他有価証券	株式(非上場)	4,023
	その他	4,545
合計	29,823	

上記金融商品については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難であるため、「投資有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

前連結会計年度末(平成29年3月31日)

その他有価証券

区分	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
株式	5,779	7,180	1,400
債券			
国債・地方債等			
社債			
その他			
その他			
計	5,779	7,180	1,400

(注) 非上場株式は市場価値がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため含めておりません。

当第3四半期連結会計期間末(平成29年12月31日)

その他有価証券が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは以下のとおりであります。

その他有価証券

区分	取得原価 (百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
株式	8,642	11,715	3,073
債券			
国債・地方債等			
社債			
その他			
その他			
計	8,642	11,715	3,073

(注) 非上場株式は市場価値がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度末(平成29年3月31日)

対象物の種類	取引の種類	契約額 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金利	債券先物オプション取引			
	売建 買建	34,380	40	0
株式	株価指数先物取引			
	売建	13,120	214	214
	買建	1,340	3	3
	株券店頭オプション取引			
売建	17,971	1,610	371	
買建	15,389	1,607	198	

当第3四半期連結会計期間末(平成29年12月31日)

トレーディング業務で行うデリバティブ取引は、事業運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは以下のとおりであります。

対象物の種類	取引の種類	契約額 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金利	債券先物オプション取引			
	売建 買建	27,000 37,660	10 29	2 4
株式	株価指数先物取引			
	売建	29,141	173	173
	買建	1,470	2	2
	株券店頭オプション取引			
売建	8,754	613	185	
買建	6,941	431	61	

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	29円32銭	83円70銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	7,691	21,904
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	7,691	21,904
普通株式の期中平均株式数(株)	262,343,705	261,687,397
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	29円30銭	83円65銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	104,300	171,637
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結 会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

第106期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)中間配当について、平成29年10月27日開催の取締役会において、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議し、支払っております。

中間配当金の総額	3,665百万円
1株当たり中間配当金	14円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成29年11月24日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年2月9日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 晴 久

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青 木 裕 晃

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神 野 敦 生

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成29年10月1日から平成29年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。